

# 大学院保健医療学研究科 博士論文研究計画書の審査基準に係る申し合わせ

令和2年3月11日 保健医療学研究科委員会承認

## 第1 趣旨

この申し合わせは、保健医療学研究科の博士論文の研究計画書の審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 審査基準

- 1 審査のねらいは、研究計画の発表および質疑応答をとおして、研究の全体像を確認するとともに、より良い研究とするための示唆を得ることとする。
- 2 研究計画書審査委員会では、研究の独自性、論理性、妥当性、倫理的配慮、実現性に関して計画内容の適切性を確認する。
- 3 審査基準の項目ごとに3段階（A:適切、B:一部修正、C:全体修正）で評定し、総合評価B以上を合格とする。
- 4 審査基準は次のとおりとする。
  - (1) 研究の独自性
    - ①研究テーマに関連した文献を十分に検討している
    - ②研究テーマは当該分野の研究としての評価・学問上の意義が認められる
    - ③研究テーマは各課程の修了時の達成水準を満たしうるものである
  - (2) 研究の論理性
    - ①テーマ、目的、方法に一貫性がある
  - (3) 研究の妥当性
    - ①研究目的を達成するのに適切な研究方法である
    - ②研究方法（対象者の選定、データ収集方法、分析方法）は具体的に記述されている
    - ③研究の実施に際して使用する書類（説明書、同意書、同意撤回書、実験プロトコル、調査票、インタビューガイドなど）が適切に準備されている
  - (4) 研究の倫理的配慮
    - ①当該研究分野が準拠する倫理指針に基づく倫理的配慮が具体的に記述されている
    - ②既に倫理審査の承認を受けている場合は、承認書の写し、倫理審査申請時の計画書が添付されている
  - (5) 研究の実現性
    - ①修業年限で実施可能な研究内容である

## 附 則

この申し合わせは、令和2年3月11日から施行する。

## 附 則

この申し合わせは、令和3年3月10日から施行する。